

秋田県告示第 1 7 4 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し届出があったので、同法第9条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 1 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類
- 2 縦覧期間 平成29年4月3日から平成30年4月2日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 秋田県生活環境部環境整備課